

福知山市聴覚言語障害センター（障害児通学支援事業） 運営規程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人京都聴覚言語障害者福祉協会（以下「事業者」という。）が設置する福知山市聴覚言語障害センター（以下「事業所」という。）において実施する障害児通学支援事業の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、福知山市の利用決定を受けた障害児（以下「利用者」という。）に対し、適正な通学支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 京都府立聾学校舞鶴分校への自力での通学が困難な児童に対して、通学の支援を行うことにより、地域での自立生活及び社会参加を促すことを目的とする。

2 事業所の従事者は、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ってサービスの提供に努めるものとする。

3 事業の実施にあたっては、地域や家庭の結びつきを重視し、関係市町村、他の障害福祉サービス事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

（事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- （1）名称 福知山市聴覚言語障害センター
- （2）所在地 福知山市内記 10-18 福知山市総合福祉会館内

（従業者の職種、員数及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- （1）管理者 1名

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の従業者に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

- （2）サービス提供責任者 1名

サービス提供責任者は、通学支援の利用に係る調整、従業者に対する指導等、サービス内容の管理に当たる。

- （3）従業者 必要数

従業者は、通学支援に係る支援を行う。

- （4）事務職員 必要数

事務職員は、事務所の運営に必要な事務を行う。

（営業日及び営業時間）

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- （1）営業日 月曜日から金曜日までとする。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。

ただし、国民の休日、祝日、8月13日から15日、12月29日から12月31日および1月1日から1月3日までを除き、上記以外の利用については、相談に応じるものとする。

(4) サービス提供時間 午前7時30分から午後6時30分までとする。

ただし、上記以外の利用については、相談に応じるものとする。

(事業の実施地域)

第6条 福知山市から京都府立豊学校舞鶴分校までの通学における移動に必要な経路とする。

(主たる対象者)

第7条 事業所において通学支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 京都府立豊学校舞鶴分校に通う聴覚障害児

(通学支援の内容)

第8条 事業所で行う通学支援の内容は次のとおりとする。

(1) 京都府立豊学校舞鶴分校への通学の支援

(2) 前号に付帯するその他必要な相談、支援、助言

(利用者から受領する費用の種類およびその額等)

第9条 通学支援を提供した場合の利用者負担額は、利用者証に記載する利用者負担の割合に基づき、算出するものとする。

2 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者またはその家族に対して事前にサービス内容及び費用について説明した上で、費用に係る領収書を利用者に対して交付する。

(緊急時における対応方法)

第10条 従業者は、通学支援の提供を行っているときに、利用者に症状の急変その他緊急の事態が生じたときは、速やかに医療機関への連絡を行う等の措置を講ずるとともに管理者に報告しなければならない。

2 利用者に対する通学支援の提供を行っているときに事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに必要な措置を講ずるものとする。

3 発生した災害に対して場面を想定した必要な措置を講ずるものとする。

(感染症の発生及びまん延防止等に関する事項)

第11条 感染症の予防及びまん延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し掲示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

(虐待防止及び再発防止に関する事項)

第12条 事業所は、利用者の人権の擁護・虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 虐待防止に関する責任者の選定及び虐待防止に関する委員会の設置

(2) 成年後見制度の利用支援

(3) 苦情解決体制の整備

(4) 虐待の未然防止、早期発見につなげるための関係機関への連絡

(5) 従事者に対する虐待の防止を啓発・普及するための研修の実施

2 提供したサービスに関し問題が発生した場合は、市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、速やかに内容の精査を行い必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の原則禁止)

第13条 サービス提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

2 やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

(苦情解決)

第14条 提供したサービスに関する利用者またはその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置するものとする。

2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3 提供したサービスに関し、福知山市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続に関する取り組み)

第15条 事業所は、災害及び感染症の発生時に利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画の策定に努めるものとする。

(ハラスメントに関する対策)

第16条 事業所は、適切なサービスの提供を確保するために、職場におけるハラスメント等により従業者の就業環境が害されることを防止するための方針を明確にし、ハラスメント防止に必要な対策を講ずるものとする。

2 事業所は、前項のハラスメントを受け付けた場合は、当該ハラスメントの内容等を記録するものとする。

3 提供したサービスに関し、福知山市から指導または助言を受けた場合は、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

(業務継続計画の作成)

第17条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

2 従業員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持する。

3 従業員は、正当な理由がある場合を除き、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を保持するために、従業員でなくなった後もこれらの秘密を保持するため、従業員との雇用契約の内容に含むものとする。

4 事業所は、利用者に対するサービスの提供に関する諸記録を整備し、当該サービスを提供した日から5年間保存するものとする。

5 利用者またはその家族は、事業者がサービスを提供する際に必要な事柄を連絡し、連携に努めるものとする。

(経過措置)

2 この規定は、施行日以後に行こなわれる申請について適用し、施行日前に行われた申請については、なお従前の例による。

3 第11条に規定する感染症の発生及びまん延防止等に関する事項の指針の整備については、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで3年間の準備期間を設けることとする。

4 第13条に規定する身体拘束の原則禁止のための指針の整備及び同条3項に規定する委員会等の設置については、令和3年10月1日から努力義務とし、1年間の準備期間を設け、令和4年10月1日から義務化とする。

5 第17条に規定する業務継続に関する取り組みについては、令和3年10月1日から令和6年9月30日まで3年間の準備期間を設けることとする。

附則

この規定は、平成25年10月15日から施行する。

附則

この規定は、平成27年10月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成30年10月 1日から施行する。

附則

この規定は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 3 年 10 月 1 日から施行する。

附則

この規定は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。